

社会福祉法人やすらぎ会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事、評議員及び理事長が委嘱した委員等（以下「役員等」という。）の報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事並びに評議員をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員等のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何は問わない。

(報酬の支給)

第3条 法人では、役員等に職務執行の対価として、別表により報酬を支給することができる。

- 2 評議員には定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。
- 3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬額の決定)

第4条 法人の全理事の報酬総額は、年間130万円以内とする。

- 2 法人の全監事の報酬総額は、年間30万円以内とする。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第5条 理事長以外の役員が理事会に参加したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。ただし、理事のうち職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

- 2 評議員が評議員会に参加したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事長以外の理事の勤務報酬)

第6条 理事長以外の理事が理事会参加以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。ただし、職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(監事の報酬)

第7条 監事が内部監査、理事会及び評議員会並びにその他の監査業務に参加したときは、別表により1日分の報酬を支払うことができる。

- 2 監事が理事会及び評議員会参加以外の日において、法人及び施設の運営のための町外での業務に当たった場合は、別表により報酬を支払うことができる。

(理事長が委嘱した委員等)

第8条 理事長が委嘱した委員等が法人及び施設の運営のために業務に当たった場合は、

別表により報酬を支払うことができる。

(支給方法)

第9条 理事長の報酬は月額報酬とし、毎月末日に支給する。

2 理事及び監事の報酬は年額報酬と日額報酬に区分し、業務報酬は事業年度末月に支給することとし、会議報酬はその都度支給するものとする。

3 評議員及び理事長が委嘱した委員については、会議報酬としてその都度支給するものとする。

(適用除外)

第10条 職員を兼務する役員等には、この規程は適用しないものとする。

附 則

この規程は、平成25年1月1日より施行する。但し、理事長の報酬については平成24年10月1日から適用する。

改 正

(1) この規程は、平成29年6月19日別表の一部を改正し、平成29年6月1日より施行する。

(2) 令和2年6月1日一部改正並びに別表の一部を改正

別 表

職 名	報 酬		
	年 額	月 額	日 額
理事長		65,000円	
理 事	20,000円		5,000円
監 事	20,000円		5,000円
評議員			5,000円
理事長が委嘱又は 依頼した委員等 (要綱等で金額を定めて いる場合を除く)			3,000円